

## 「えひめ国体」準備等事業費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、四国中央市における「えひめ国体」準備・選手育成、強化を図るため、公益財団法人四国中央市体育協会が、関係スポーツ団体等に対し、予算の範囲内で助成金を交付するために、「えひめ国体」助成金検討委員会(以下「委員会」という。)で、必要事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付対象となる団体は、委員会で協議し交付する。

(助成対象経費)

第3条 助成の対象となる経費は、事業の実施に必要な直接経費とし、別表のとおりとする。

(助成金の交付申請)

第4条 前条の助成金の交付を受けようとする団体等は、委員会に助成金交付申請書(第1号様式)を提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第5条 委員会は、前条の規定による申請書を受取り、審査のうえ交付の可否を審議し、その旨を助成金交付決定通知書(第2号様式)により通知するものとする。

(助成金の交付請求)

第6条 助成金の交付決定を受けた者(以下「助成事業者」という。)は、助成金の交付請求書(第3号様式)を提出しなければならない。

(助成事業の中止又は廃止)

第7条 助成金の交付決定を受けた団体(以下「助成事業者」という。))は、事業を中止又は廃止しようとするときは、事業中止(廃止)届(第4号様式)を委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 助成事業者は、事業を完了したときは、その日から1か月以内に(ただし、毎年度末の場合は翌年度の4月10日までに)実績報告書(第5号様式)を提出しなければならない。

(助成金の返還)

第9条 助成事業者が虚偽の申請その他不正な手段により交付を受け、又は助成金を交付の目的以外に使用したときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(委任)

第10条 この要綱の施行に関し、必要な事項は別に定める。

附 則 この要綱は、公益財団法人四国中央市体育協会の移行の登記の日(平成24年6月11日)から施行する。

別表(第3条関係)

補助対象経費
--------

事業経費のうち、旅費、報償費、需用費、(食糧費を除く。)、役務費、 使用料及び賃借料、備品購入費、負担金補助及び交付金その他会 長が特に必要と認める経費
--

